

住宅入居申請書

五所川原市長

申請者 現住所
氏名
電話
緊急連絡先（TEL）

市営住宅に入居したいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書に記載した事項は事実に相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居予定者が暴力団員であるときは、入居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居予定者が暴力団員であるかどうかについて、市長が警察本部長に照会することに同意します。

1. 入居を希望する住宅

団地名	間取り
団地	3LDK・3DK・3K・2LDK・2DK・2K・1LDK

2. 申請者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況

	氏名（フリガナ）	個人番号使用の同意	生年月日	年齢	続柄	職業又は勤務先	年間所得金額	備考
	個人番号							
申請者	()	<input type="checkbox"/> 同意する			本人			
同居予定者	()	<input type="checkbox"/> 同意する						
	()	<input type="checkbox"/> 同意する						
	()	<input type="checkbox"/> 同意する						
()	<input type="checkbox"/> 同意する							
別居する扶養親族	()	<input type="checkbox"/> 同意する						
	()	<input type="checkbox"/> 同意する						

3. 住宅に困窮している理由

4. 優遇世帯に関する調べ

高齢者世帯	障害者世帯	歩行障害者世帯	ハンセン病世帯	多子世帯
	(イ)・(ロ)・(ハ)			
母子・父子世帯	引揚者世帯	DV 被害者世帯	離職退職者世帯	非該当世帯

注意事項

1. 次の書類を添付すること。

(1) 住民票の謄本 (2) 所得課税証明書 (3) 婚姻の予約者については婚約証明書(様式第2号)

(4) 市町村税を完納している証明書 (5) その他市長が必要と認める書類

個人番号を利用した場合、上記(1)(2)の書類添付を省略できます。ただし、当申請の省略できる書類情報の取得を職員が行うことに同意した場合に限ります。

2. 記入の注意

(1) 「申請者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況」について

① 個人番号使用の同意について

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第25条第1項に基づく事務手続きを処理するために限って、建築住宅課が 年 年度の地方税関係情報について取得することに同意する場合は、「氏名」欄に自ら署名し、「個人番号使用の同意」欄の口に✓を入れてください。なお、代理人が署名する場合は、本人の委任状が必要となります。

※地方税関係情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。

② 「年間所得金額」欄は、所得課税証明書の合計所得の金額を記入すること

③ 「備考」欄は、障害者(特別障害者)、若しくは寡婦(寡夫)である場合はその旨を記入してください

(2) 「優遇世帯に関する調べ」について(以下の①～⑩に該当する世帯欄へ○を記入してください)

① 「高齢者世帯」欄は、申請者が60歳以上であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である世帯

② 「障害者世帯」欄は、申請者又は同居予定者が次の各号のいずれかに該当する世帯

(イ) 身体障害者で障害の程度が1級から4級までのもの

(ロ) 精神障害者で障害の程度が1級又は2級のもの

(ハ) 知的障害者で障害の程度が中級以上のもの

③ 「歩行障害者世帯」欄は、申請者又は同居予定者が歩行障害者で、当該障害の程度が上記障害者世帯の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する者の世帯

④ 「ハンセン病世帯」欄は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者の世帯

⑤ 「多子世帯」欄は、同居親族等に18歳未満の児童が3人以上いる世帯

⑥ 「母子・父子世帯」欄は、配偶者のない女性又は男性が、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で上記障害者世帯(ロ)及び(ハ)に掲げる者を扶養している世帯

⑦ 「引揚者世帯」欄は、申請者又は同居親族等が、永住する目的で帰国した中国残留邦人等の世帯

⑧ 「DV被害者世帯」欄は、申請者又は同居親族等が、次のいずれかに該当する世帯

(イ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定により保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた者

(ロ) 配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力を理由として一時保護をされている者又は一時保護をされていた者であって、現に配偶者からの暴力を受けているもの若しくは受けるおそれがあるもの

(ハ) 配偶者からの暴力のため婦人保護施設及び母子生活支援施設に入所している者又は入所していた者で、現に配偶者からの暴力を受けているもの若しくは受けるおそれがあるもの

⑨ 「離職退職者世帯」欄は、雇用先からの解雇、雇止めに伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者の世帯

⑩ 「非該当世帯」欄は、①～⑨に該当しない世帯